旧蓮沼幼稚園跡地利活用事業者選定審査会設置規程

（設置）

第１条　旧蓮沼幼稚園跡地利活用事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式で選定するため、旧蓮沼幼稚園跡地利活用事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（審議事項）

第２条　審査会は、次に掲げる事項を審議する。

⑴　応募書類の評価及び事業者の選定

⑵　その他公募型プロポーザル方式を実施する上で必要な事項

（組織）

第３条　審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は、副市長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、総合政策部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

４　委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（会議）

第４条　審査会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員長は、審議を行うために必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（秘密の保持）

第５条　審査会の委員長、副委員長及び委員並びに審査会に出席した関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第６条　審査会の庶務は、総合政策部企画政策課において処理する。

（補則）

第７条　この訓令に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この訓令は、公示の日から施行し、事業者が選定された日の翌日にその効力を失う。

別表（第３条関係）

委員	総務部長 市民部長 保健福祉部長 産業振興部長 建設環境部長 教育部長 財政課長